

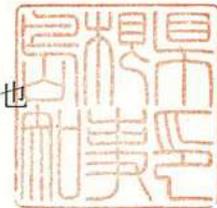
公 告

このたび、下記事業の計画変更について、土地改良法第88条第16項の規定に基づく農地中間管理機構の同意取得並びに同条第18項において準用する同法第87条の3第6項の規定に基づく吉賀町長と協議を行いたいので、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、この旨を公告し、当該事業計画の変更の概要を縦覧に供する。

この事業計画の変更に対して意見のある者は、同法第88条第18項において準用する同法第87条の2第9項の規定に基づき、令和6年5月17日までに島根県知事に意見書を提出されたい。

令和6年4月23日

島根県知事 丸 山 達 也



記

1 地区名及び事業名

吉原坂折地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

2 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

3 縦覧の期間

令和6年4月23日から令和6年5月17日まで

4 縦覧の場所

吉賀町役場、島根県農村整備課ホームページ

5 意見書の掲出方法

(1) 提出方法

当該地区名、事業名及び意見を記載した書面（様式自由）とする。

(2) 提出先

島根県農林水産部農村整備課

土地改良事業変更計画概要書

吉原坂折地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）

第1章 変更の内容及び変更を必要とする理由

1 変更の内容

工種等		変更前	変更後	増減（△）
区画整理	事業量	20.0ha	20.0ha	-ha 変化率 15.3% > 10%
	事業費	535,000,000 円	653,200,000 円	118,200,000 円

2 変更の理由

- ① 営農の支障を解消するため、湧水処理を施工することによる事業費の増。
- ② 草刈り労務の省力化を図るため、植生工を実施することによる事業費の増。
- ③ 揚水機場の吐水槽について、当初は、既設吐水槽を同一規格で更新する計画としていたが、メンテナンスにかかるランニングコスト等総合的なコスト縮減を図るため、吐水槽規格を変更することに伴う事業費の増。
- ④ 草刈り労力軽減のため、排水路を一部開水路から管水路に変更することによる増。

第2章 目的

吉原坂折地区は、高津川の上流域の朝倉地域に広がる農地で、中国自動車道の六日市 IC から北西約 8km に位置し、交通の利便性の高い地域である。また、中山間地域に位置する本町の中では比較的開けた地形で農地がまとまっており、水稻を基幹作物として営農が行われている。

事業実施区域は、一部区域で昭和 49 年度～昭和 51 年度に基盤整備を実施しているが、全体として 20～10 a 程度の小区画、狭幅な耕作道、老朽化した水利施設といった基盤状況であり、現代的な農業を行うための整備水準を有していない。このため、現況の整備水準では農業用機械の大型化が図れないなど、担い手への集積・集約を進めていく上で支障となっており、これを解消するために生産基盤整備の実施が急務である。

このことから、狭小農地の区画拡大と水田汎用化対策を併せ行うことで、大型の農業用機械を導入するなど、営農効率の向上による経費の削減を図る。担い手につ

いては、現状は各個人並びに一部既存の法人が作業受託により営農が行われているが、整備後は既存の法人に加えて、地域の認定農業者が大半を集積することとしている。また、水稻に加えて高収益作物（ミニトマト、キャベツ等）の作付拡大を進めていくことにより、効率的で持続可能な農業経営を目指す。

第3章 地域の所在及び現況

【地域の所在】

島根県鹿足郡吉賀町朝倉地内

【現況】

・受益地の用途別面積表

単位：ha

		水田	畑	樹園地	小計	道水路	非農用地	合計
変更前	現況	19.8	0.2	—	20.0	3.0	0.1	23.1
	計画	19.0	1.0	—	20.0	2.9	0.2	23.1
変更後	現況	19.8	0.2	—	20.0	3.8	0.8	24.6
	計画	19.8	0.2	—	20.0	3.8	0.8	24.6

・地形

地形は高津川沿いに開けた沖積平野であり、標高約270m、平均傾斜1/136である。

・土壌

地区内の土壌は下層30～60cm以内に礫盤層が出現する礫層土壌で、礫層土壌斑鉄盤層型（J90）、礫質土壌粘土型（J91）である。

・気象

年平均気温 13.5℃ 年降水量 2005mm

・水利状況

河川から取水し、用水路で導水している。

・営農状況

水稻を中心に営農を行っているが、未整備地区のため、10a程度の小区画、狭小な

耕作道、用排水施設が不備な状況であり、効率的な営農や高収益作物の導入に支障をきたしている。

・ 地域環境の概況

現時点で耕作放棄地は存在しないが、整備が行わなければ、担い手不足による耕作放棄地の発生が予想され、雑草の繁殖により病害虫の発生など地域環境への悪影響が懸念される。

第4章 基本計画

(1) 事業量

工 種	数 量	
	変更前	変更後
区画整理		
整 地 工	20.0ha	20.0ha
用 水 路 工	3,518m	3,518m
排 水 路 工	3,760m	3,760m
道 路 工	3,050m	3,050m
暗渠排水工	3.5ha	3.5ha

(2) 環境との調和への配慮

工事中の土砂、濁水の流出を防止するため、沈砂池等を設ける。また、在来の動植物については、生息地の環境変化を極力避ける計画にするなど、環境配慮に努める。なお、確認された希少動植物については、事前に類似の生息地へ移動する。

第5章 工事の着手及び完了の予定時期

変更前：工事着手 令和2年度 工事完了 令和6年度
変更後：工事着手 令和2年度 工事完了 令和7年度

第6章 管理の要領

ア) 農道、用水施設、排水施設： 鹿足郡吉賀町土地改良区
イ) 暗渠排水： 受益者

第7章 換地計画の要領

別添のとおり

第8章 費用の概算

区 分	事業費（円）	
	変更前	変更後
本 工 事 費	535,000,000	653,200,000
地方事務費	26,750,000	32,660,000
合 計	561,750,000	685,860,000

第9章 事業の効果

項 目		効果額等	
		変更前	変更後
効果（便益）額	作物生産効果	5,394 千円	5,225 千円
	営農経費節減効果	24,234 千円	29,890 千円
	維持管理費節減効果	△536 千円	△629 千円
	耕作放棄防止効果	9 千円	9 千円
	地籍確定効果	350 千円	413 千円
	非農用地等創設効果	433 千円	520 千円
	国産農産物安定供給効果	1,617 千円	1,032 千円
	合 計	31,501 千円	36,460 千円
総費用総便益比		1.16	1.02
総所得償還率		—%	—%
増加所得償還率		—%	—%
総費用		491,098 千円	767,741 千円

第10章 他事業との関係

該当なし

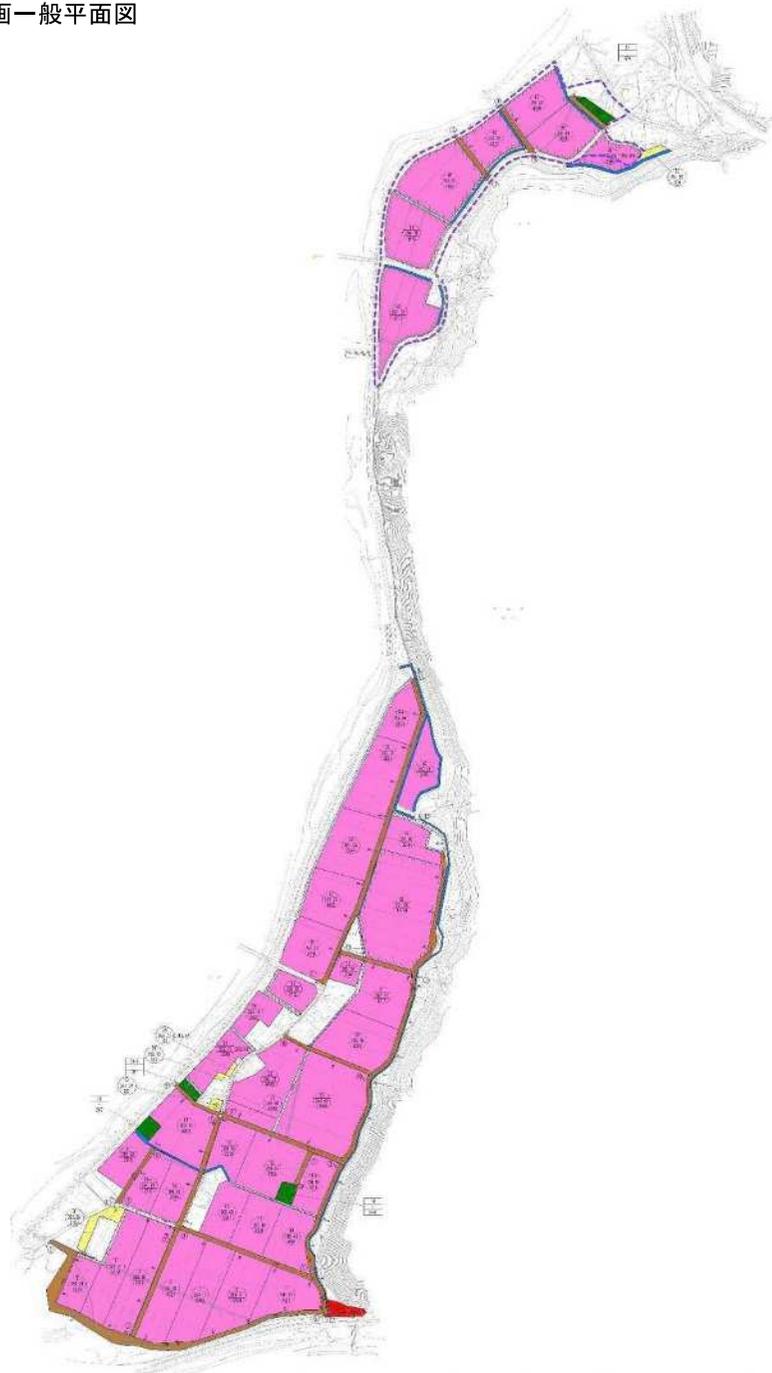
第 1 1 章 計画概要図

別添のとおり

第 1 2 章 その他

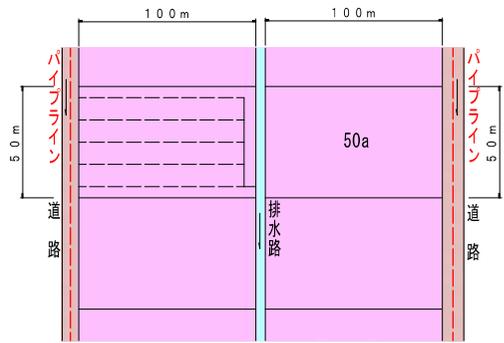
本事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法（以下法）第 8 7 条の 3 第 7 項において準用する法第 8 7 条第 5 項の規定による本事業の計画を定めた旨を公告した日から、本事業の工事の完了につき法第 1 1 3 条の 3 第 3 項の規定による公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に、法第 9 1 条の 2 第 6 項各号のいずれかに該当する行為をした場合には、特別徴収金を徴収されることがある。

計画一般平面図

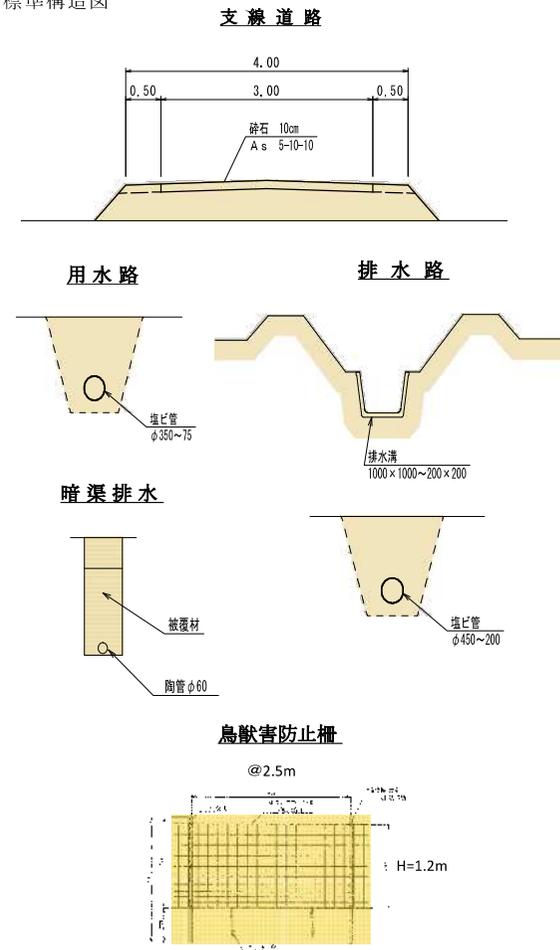


	田
	畑
	非農用地
	暗渠排水
	道路工
	揚水機場
	管用水路
	排水路
	管排水路
	鳥獣害防止柵

標準区画割図



標準構造図



換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

分散している農地の集団化をおこない、農業経営の合理化及び拡大を図るため、換地計画の樹立が必要である。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前地の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、土地改良事業計画決定日の登記簿地積とする。
ただし、上記の日から3ヶ月以内に測量し、測量上補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書添付して申し出があった場合には、その申し出のあった地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 換地区名	地帯別、グループ別 団地の設定	個人別換地の方法		
		位置の選択方法	1戸当たり目標団地数	区画群の取扱い
	<p>地目別、作物別集団化 水田の中に所在する際は、工事後に残す畑の希望面積をとりまとめ、従前に畑が最も多かった位置にまとめて換地する。</p> <p>農用地利用集積促進区域別集団化 地区内に育成すべき経営体への農用地の利用集積を積極的に図る区域を設定する場合は、当該区域に隣接する権利者の承諾を得るようにするとともに、当該区域内に換地が定められることを希望する者は、できるだけ当該区域内に換地が定められるようにする。</p>	<p>換地は、各人の従前の土地が最も密集した位置を中心に定める。</p>	<p>各農家の農地は、できるだけ大規模に集団化するものとし、1戸当たりの団地数は、おおむね1団地から2団地を目標とする。</p>	<p>(固定群群) ア 換地は、原則として標準区画（おおむね1区画50a以上）を単位に交付するが、換地すべき面積が標準区画に交付して余る場合又は標準区画に不足する場合は標準区画を分割して交付する。 イ 標準区画の分割は原則として長辺に沿って分割するが、この場合、短辺の部分が10m以下になるような分割はしない。 ウ イの分割制限に達しない小面積の土地は、その土地を配分すべき位置に最も近い位置の標準区画又は長辺が道路に接した区画を長辺と直角に分割して交付する。 なお、長辺の分割を行う場合の分割制限は、最低10mとする。 エ 分割後の区画は道路に必ず接するよう配慮する。</p>

(3) 非農用地の換地

上段：(変更前) 下段：(変更後)

区分 換地区名	用途	非農用地区域の位置の概要	面積 (ha)	換地の手法	換地取得予定者	最終取得者
	(宮農共同施設)	(計画平面図A)	(0.2)	(不換地及び特別観望見合いの創設換地)	(鹿足郡吉野町土地改良区)	(宮農組合)
	-	-	-	-	-	-
	(-)宅地	(-)計画平面図B	(-)0.06	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)宅地	(-)計画平面図C	(-)0.06	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)宅地	(-)計画平面図D	(-)0.04	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)宅地	(-)計画平面図E	(-)0.08	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)宅地	(-)計画平面図F	(-)0.02	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)倉庫用地	(-)計画平面図G	(-)0.01	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)宅地	(-)計画平面図H	(-)0.01	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)宅地	(-)計画平面図I	(-)0.05	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)倉庫用地	(-)計画平面図J	(-)0.01	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)倉庫用地	(-)計画平面図K	(-)0.07	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)倉庫用地	(-)計画平面図L	(-)0.06	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)倉庫用地	(-)計画平面図M	(-)0.04	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)宅地	(-)計画平面図N	(-)0.09	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)宅地	(-)計画平面図O	(-)0.05	(-)特定用途用地	(-)従前所有者	(-)従前所有者
	(-)倉庫用地	(-)計画平面図P	(-)0.1	(-)異種目換地	(-)従前所有者	(-)従前所有者

(4) 土地評価清算方式

清算方式： 増価額比例地積清算方式

評価方式： 標準地比率方式

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

上段：(変更前) 下段：(変更後) (ha)

地区名	用途	機能交換に係わる土地				一般国有地	合計
		国有地	県有地	市町村有地	計		
	道路			(1.4) 1.6	(1.4) 1.6		(1.4) 1.6
	水路			(1.2) 1.4	(1.2) 1.4		(1.2) 1.4
	合計			(2.6) 3.0	(2.6) 3.0		(2.6) 3.0

4. 換地処分時期に関する特則

換地区の全部について区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項により準用する同法第54条第2項本文の規定に係わらず換地処分を行うものとする。

